

理事分掌規程

新規 令和2年7月29日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下、本協会という）定款第27条の規定に基づいて理事の職務権限及び分掌を定め、法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、定款第25条で定める理事に適用する。

(法令の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画しなければならない。

(会長)

第5条 会長の職務権限は、次のとおりとする。

1. 代表代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する
2. 理事会を招集し、議長としてこれを主催する
3. 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する

(副会長)

第6条 副会長の職務権限は、次のとおりとする。

1. 会長補佐し、この法人の業務を執行する
2. 毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する

(事務局長)

第6条 事務局長の職務権限は、次のとおりとする。

1. 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する
2. 法人運営に関する実務及び加盟チームとの連絡実務の遂行
3. その他上部団体の連絡実務の遂行

4. 法人事務局の管理と上記実務遂行の為の職員の指導監督

(担当理事の職務)

第6条 担当部理事の職務は、協会の方針に基づき、各担当の責任範囲において企画の立案、ならびに事業を推進する。

2 担当別の職務は下記の通りとし、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(1) 財務担当

- ① 公益会計及び予算経理全般
- ② 加盟チームからの加盟料徴収
- ③ 正会員及び賛助会員からの会費徴収
- ④ 強化スタッフ、強化指定選手からの登録料徴収
- ⑤ 源泉所得税納税並びに支払調書の作成
- ⑥ 法人税納税
- ⑦ 通帳管理

(2) 海外担当

- ① ICSD ウェブサイトから最新の情報収集並びに加盟チームへの情報共有化
- ② 冬季デフリンピック、世界ろう者選手権大会に関する全日本ろうあ連盟との窓口業務

(3) 若手育成担当（タレント選手発掘担当）

- ① 加盟チームが実施するタレント発掘事業（スキー、スノーボード教室、カーリング教室等）の指導並びに支援
- ② デフリンピック啓発活動（地域ろう学校等との連携）
- ③ 日本パラリンピック委員会選手発掘事業との連携
- ④ 冬季デフリンピック競技におけるタレント発掘プログラムの開発
- ⑤ 全日本スキー連盟等と連携し、タレント情報の収集
- ⑥ 地域ろう学校等と連携し、タレント情報の収集
- ⑦ 理事や強化スタッフの住んでいる都道府県で勧誘活動（ろう学校や地元スキー連盟に協力を仰ぎ、教室等を開催する）
- ⑧ NPO 全日本聴覚障害スキー指導員会等外部団体が実施する啓発活動へのスタッフ派遣業務

(4) アンチ・ドーピング担当

ドーピング防止規程に沿い

- ① RTP/TP アスリートへの指導、監督業務

- ② 禁止薬物、禁止方法に対する指導、監督業務
- ③ アンチ・ドーピング研修会・アウトリーチの実施計画に関する JPC との窓口
- ④ 冬季デフリンピック日本代表選手団候補に対する薬物調書のとりまとめ
- ⑤ JADA からの最新情報提供
- ⑥ アンチ・ドーピング研修会の企画と推進

(5) 女性スポーツ連絡担当

- ① 女性スポーツ委員会委員長として、次の事業を担当する
 - 1. 女性のスポーツ参加及び活動の促進のための各種講習会、研修会への派遣
 - 2. 女性アスリート及び女性スポーツ指導者の支援に関する事項
 - 3. 女性アスリートへの暴力・暴言、セクシュアルハラスメントの根絶に関する事項
 - 4. 女性役員の登用・育成に関する事項
 - 5. 子どもを持つ女性アスリート、女性スポーツ指導者、女性役員に向けた子育て支援
 - 6. 女性のアクティブ・ライフ（生き生きとした生活）を支援するための調査・研究
- 詳細については、女性スポーツ委員会規程第3条参照
- ② JPC 女性スポーツ委員会との窓口業務

(6) 広報担当

- ① 協会ウェブサイト管理、ウェブサイトのメンテナンス
- ② 企業スポンサー活動（スポンサーマーケット等開拓）

(7) 情報推進担当

- ① プロバイダー契約業務全般
- ② メール管理業務（メールアカウント設定、メーリングリスト作成）
- ③ 加盟チーム購入の非営利団体向け Outlook365 の契約業務全般並びにアカウント管理

(8) コンプライアンス担当

- ① スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査対応
- ② 同ガバナンスコード適合性チェック結果に関するフォローアップ指導
- ③ セルフチェックシートのメンテナンス
- ④ 各種規定類の整合性確認と規程整備状況の理事会報告と是正措置
- ⑤ 情報開示すべき書類の整備状況の理事会報告と是正処置
- ⑥ 倫理委員会事務局

(9) 強化委員会

- ① 強化委員会委員長として、次の各号を所掌する強化委員会を推進する
 - 1. 強化委員会規程第3条で規定する事業全般
 - 2. 各チームが実施する海外強化合宿のリスク面での審査
 - 3. 各チームより提出された強化指定選手名簿のランク指定の審査並びに認定

(10) 倫理委員会

- ① 倫理委員会委員長として、倫理規定第6条で定める倫理委員会を推進する
 - 1. 倫理規程第7条で規定する対応事項
 - 2. その他、本協会及び役員及び職員の綱紀粛正の維持・推進に関すること

(11) チームの監査担当

- ① 業務の管理及び処理に関する監査の実施
- ② 理事会に対する監査結果の報告及び被監査チームに対する改善勧告の実施
- ③ 被監査チームの強化スタッフのフォローと指導

(規格外事項)

第7条 この規程に定めのない事項については、事務局長と会長、副会長で決定する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付 則

この規程は令和2年7月29日から施行する。